

熊本県土木部「週休２日試行工事」実施要領（港湾工事編）

（平成３１年（２０１９年）２月２８日伺定）
（令和２年（２０２０年）３月２０日一部改定）
（令和３年（２０２１年）３月２３日一部改定）
（令和３年（２０２１年）７月２８日一部改定）
（令和４年（２０２２年）２月 ８日一部改定）
（令和５年（２０２３年）３月２４日全面改定）
（令和６年（２０２４年）３月２８日一部改定）
（令和７年（２０２５年）８月１５日一部改定）
（令和８年（２０２６年）８月１５日一部改定）

第１条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向け「週休２日試行工事」を実施する。

なお、土木工事及び営繕工事における週休２日試行工事については、別途定める。

第２条（週休２日試行工事の定義）

（１）週休２日試行工事

週休２日（現場閉所型）工事及び週休２日（交替制）工事の総称をいう。

（２）週休２日（現場閉所型）工事

１）週休２日（現場閉所型）工事

対象期間において、４週８休以上の休日（現場閉所）を確保する取り組みをいう（曜日の特定はない）。

やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

２）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３）対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休２日の対象期間外の作業として取り扱う。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休２日の対象期間

に含まない。

4) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日（交替制）工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日
を確保する取り組みをいう。

2) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分
のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一
時的に従事した技術者、技能労働者は除く。

3) 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日
までとする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、
工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の
責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間
に含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協
議で対象期間について適宜設定するものとする。

4) 休日率

休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

5) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分

4週8休以上

現場閉所率または平均休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

第3条（対象工事）

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

熊本県土木部が発注する建設工事のうち、原則として、下記（2）に該当する
工事を除いたすべての工事を対象とする。

(2) 週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とす
る。

1) 工期や作業工程に制約がある工事

2) 災害復旧工事

3) 施工個所が点在する維持補修工事（維持補修委託など）

なお、応急工事については、週休２日試行工事の対象外とする。

第４条（発注方式）

週休２日試行工事の対象のうち、受注者が週休２日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休２日試行工事として施工できる「受注者希望型（先積み方式）」とする。

第５条（実施方法等）

（１）条件明示等

発注者は、週休２日試行工事（現場閉所型もしくは交替制のいずれか）の対象であることを特記仕様書に明示する。（別紙１参照）

（２）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休２日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休２日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

「週休２日試行工事」の実施を希望しない場合は、次項以降の規定は適用しない。

（３）看板等による表示

受注者は「週休２日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙２参照）

（４）休日取得計画

１）週休２日（現場閉所型）工事

受注者は、施工計画書提出時に週休２日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙３参照）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

２）週休２日（交替制）工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

（５）実施報告

１）週休２日（現場閉所型）工事

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

２）週休２日（交替制）工事

受注者は、休日取得状況表（別紙４参照）により休日の取得状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

（６）確認の方法

１）週休２日（現場閉所型）工事

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

２）週休２日（交替制）工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確保する資料として、

受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

第6条（工事費の積算）

（１）当初設計

発注時は４週８休として積算を行う。

（２）変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更する。

変更契約後、工事完成日まで、所定の現場の閉所状況または平均休日率の割合を下回らないよう留意すること。

また、工事着手前に週休２日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休２日の取り組みを希望しないものを含む）については、週休２日未実施として変更する。

附則

本要領は平成３１年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和２年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和３年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和３年８月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和４年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和５年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

なお、令和５年４月１日以前に債務で発注済の維持補修委託などに限り、令和５年度以降の業務分については週休２日（交替制）工事を適用する。

附則

本要領は令和６年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和 7 年 8 月 1 5 日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

附則

本要領は令和 8 年 8 月 1 5 日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

特記仕様書の記載例（週休 2 日試行工事）

特記仕様書に以下を追記する。

（１）週休 2 日（現場閉所型）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（港湾工事編）（令和 8 年 8 月 1 5 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

（２）週休 2 日（交替制）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（港湾工事編）（令和 8 年 8 月 1 5 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

標示板の例

別紙2

(1) 週休2日(現場閉所型)工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします	
	週休2日(現場閉所型)工事	
	〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:30~17:00	
〇〇〇〇工事		
発注者 熊本県〇〇地域振興局〇〇課 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

(2) 週休2日(交替制)工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします	
	週休2日(交替制)工事	
	〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:30~17:00	
〇〇〇〇工事		
発注者 熊本県〇〇地域振興局〇〇課 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

(記入例)

期 間:令和〇年〇月〇日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

所日数 ÷ 対象期間 = 現場閉所の割合

閉所の割合 ≥ 28.5	4週8休以上達成
閉所の割合 < 28.5	4週8休未達

【凡例】

○	休日(予定)
●	休日(実施)
□	作業日(※空欄)
/	対象期間外

月毎の確認		
計画	対象期間	0
	閉所日数	0
	現場閉所率	
実施	対象期間	0
	閉所日数	0
	現場閉所率	

計画	対象期間	20	4週8休以上
	閉所日数	6	
	現場閉所率	30.0%	
実施	対象期間	20	4週8休以上
	閉所日数	6	
	現場閉所率	30.0%	

計画	対象期間	30	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	30.0%	4週8休以上
実施	対象期間	30	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	30.0%	4週8休以上

計画	対象期間	31	4週8休以上
	閉所日数	10	
	現場閉所率	32.3%	
実施	対象期間	31	4週8休以上
	閉所日数	10	
	現場閉所率	32.3%	

計画	対象期間	28	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	4週8休以上
実施	対象期間	28	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	4週8休以上

計画	対象期間	31	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	
実施	対象期間	31	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	

計画	対象期間	31	4週8休以上
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	
実施	対象期間	31	4週8休以上
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	

計画	対象期間	31	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	4週8休以上
実施	対象期間	31	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	29.0%	4週8休以上

計画	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	
実施	対象期間	28	4週8休以上
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	

計画	対象期間	28	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	4週8休以上
実施	対象期間	28	
	閉所日数	8	
	現場閉所率	28.6%	4週8休以上

計画	対象期間	29	
	閉所日数	10	
	現場閉所率	34.5%	4週8休以上
実施	対象期間	29	
	閉所日数	9	
	現場閉所率	31.0%	4週8休以上

計画	対象期間	4	
	閉所日数	2	
	現場閉所率	50.0%	4週8休以上
実施	対象期間	4	
	閉所日数	3	
	現場閉所率	75.0%	4週8休以上

※2作業完了日:工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日

【算定除外期間】：夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は算定期間の分母・分子に含めない

工事全体の確認			
計画	全対象期間	291	
	全現場閉所日数	88	
	現場閉所率	30.2%	4週8休以上
実施	全対象期間	291	
	全現場閉所日数	88	
	現場閉所率	30.2%	4週8休以上

算定除外期間以外の税目（GW含む）は、算定期間（分母）の対象＝現場閉所の場合は分子にカウントして現場閉所率を算定

週休2日(交替制)工事 休日取得状況表 (記入例)

別紙 4

工事名: ○○○工事(○○工区)
期 間: 令和○年○月○日 ~ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

【令和5年4月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	8	26.7%	29.4%	4週8休以上
	2 ■■	30	8	26.7%		
B建設(一次下請)	3 ○○	25	8	32.0%		
	4 □□	25	8	32.0%		

月毎に実績を確認

月毎に平均休日率を確認

【令和5年5月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	31	8	25.8%	27.8%	4週8休未満
	2 ■■	31	8	25.8%		
B建設(一次下請)	3 ○○	31	9	29.0%		
	4 □□	31	9	29.0%		
C建設(二次下請)	5 ××	21	6	28.6%		
	6 △△	21	6	28.6%		

【令和5年6月】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	30	9	30.0%	29.2%	4週8休以上
	2 ■■	30	9	30.0%		
B建設(一次下請)	3 ○○	21	6	28.6%		
	4 □□					
C建設(二次下請)	5 ××	14	4	28.6%		
	6 △△	14	4	28.6%		



【対象期間全体】

会社名	氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1 ●●	91	25	27.5%	28.8%	判定 4週8休以上
	2 ■■	91	25	27.5%		
B建設(一次下請)	3 ○○	77	23	29.9%		
	4 □□	56	17	30.4%		
C建設(二次下請)	5 ××	35	10	28.6%		
	6 △△	35	10	28.6%		

工事完成時に対象期間全体の実績を確認

工事完成時に対象期間全体の平均休日率を確認
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

■休日率及び平均休日率
・休日率(%)=各技術者・技能労働者の休日日数÷確認対象期間(工期日数)
・平均休日率(%)=対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区分
28.5%以上	4週8休以上
28.5%未満	4週8休未満